

白井市住民主体によるサービス・活動事業実施要綱

令和元年 12 月 20 日 決裁

令和 6 年 10 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に定める第 1 号事業のうち、住民等が主体となって提供するサービス・活動事業と同等の住民主体サービス（以下「住民主体サービス」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 住民主体サービスは、地域住民等のボランティア団体や特定非営利法人等が主体となり、生活支援サービスを提供することで、支援を必要とする高齢者が地域とのつながりを保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、地域における支え合い（地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。）に定めるサービス・活動 B をいう。）の仕組みづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）の例による。

2 この要綱における「生活支援」とは、高齢者の居宅における多様な生活上の困りごとに対し、地域住民が主体となって行う掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ等の多様な生活援助をいう。

(実施主体)

第 4 条 実施主体は、「白井市住民主体によるサービス・活動事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、当該補助金の交付を受け、住民主体サービスの提供を行う団体（以下

「サービス提供団体」という。)とする。

- 2 サービス提供団体に属し、住民主体サービスの提供を行う者(以下「従事者」という。)は、市が指定する適切な対応や遵守事項等に関する知識を習得するための研修又は他の機関が実施する同程度の研修受講に努めるものとする。

(利用者)

- 第5条 住民主体サービスの提供を受ける者(以下「利用者」という。)は、白井市に在住する65歳以上の市民とする。ただし、65歳未満の市民に対し行う住民主体サービスの提供を妨げるものではない。

(内容)

- 第6条 住民主体サービスで提供される内容は、利用者の居宅において行う掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ等の多様な生活上の困りごとに対する生活援助のほか、第2条に定める目的のために行われる多様な生活支援とする。

- 2 提供する生活支援の内容は、市又は地域包括支援センターの職員と協議の上、地域課題やニーズを踏まえ、サービス提供団体が決定する。

- 3 サービス提供団体は、住民主体サービスの周知や従事者の確保等を目的とした普及啓発及び従事者の資質向上に取り組むものとする。

- 4 従事者が運転者となり、自家用車やレンタカー等を活用して住民主体サービス(買い物支援や医療受診支援等)を提供する場合は、道路輸送法(昭和26年法律第183号)及び令和6年3月1日国土交通省通達等の関連通知「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」の範囲でのみ運用できるものとする。

(利用者の負担額)

- 第7条 利用者の負担額は、サービス提供団体が提供する住民主体サービスの内容を勘案し、その額を決定する。

(公表)

第8条 市は、次の各号を含む住民主体サービスの内容を、サービス提供団体ごとに公表する。

- (1) サービス提供団体の概要（名称、住所、連絡先等）
- (2) 提供内容
- (3) 提供時間
- (4) 提供範囲
- (5) 利用者が負担する費用
- (6) 利用に関する連絡先
- (7) その他サービス利用に関して必要な事項

(サービス提供団体の責務)

第9条 サービス提供団体は、住民主体サービスを適切かつ安全に提供するため、従事者に対して、次の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 安全なサービス提供を行うことを目的とした関連研修の受講
 - (2) 従事者の健康状態の管理
 - (3) 個人情報の適切な管理(個人情報の保護、情報セキュリティ)
- 2 地域との結び付きを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関連機関と連携した運営を行うこと。
- 3 サービス提供において発生した事故等については、サービス提供団体の責務において適切に対応すること。
- 4 日頃より地域課題やニーズの把握に努め、市又は地域包括支援センターとの連携等、市が主体となって行う生活支援体制の充実にかかる取り組みに協力すること。

(保険の加入)

第10条 サービス提供団体は、従事者及び利用者が、安心、安全にサービス提供又は利用できるよう、その活動にかかる傷害保険等に参加しなければならない。

(記録・保存)

第11条 サービス提供団体は、住民主体サービスの提供に関する

記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存しなければならない。

- 2 サービス提供団体は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存しなければならない。

(遵守事項)

第12条 サービス提供団体は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 従事者の衛生及び健康管理

従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

- (2) 秘密保持

従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

- (3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

- (4) 事故発生に係る対応

利用者に対する住民主体サービスの提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(評価)

第13条 サービス提供団体は、提供するサービス内容や質に関する評価を定期的実施し、必要に応じて内容等の改善に努めるこ

と。

（苦情への対応）

第 1 4 条 サービス提供団体は、提供した住民主体サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 サービス提供団体は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 サービス提供団体は、提供した住民主体サービスに関し、市長が行う報告等の求め又は市の職員からの質問若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 サービス提供団体は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（その他）

第 1 5 条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する